

川崎市都市景観推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 川崎市都市景観条例（平成 6 年川崎市条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する都市景観の形成を推進するために必要な施策の総合的な実施及び条例の円滑な運用を目的として、川崎市都市景観推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市景観計画（景観計画特定地区等の特定の地区に係る事案を除く。）等の策定及び変更に関すること。
- (2) その他都市景観の形成に関すること。

(委員)

第 3 条 推進会議の委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

- 2 前項に規定する者のほか、事案に応じて、関係する局、区等の部長（部長に相当する職にある者を含む。）をもって充てることができる。

(会長)

第 4 条 推進会議に会長を置き、まちづくり局計画部長をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進会議に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

(幹事)

第6条 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、事案に応じて、関係する局、区等の課長（課長に相当する職にある者を含む。）をもって充てることができる。

（幹事長）

第7条 幹事会に幹事長を置き、まちづくり局計画部長をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会を総括する。

3 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事が、その職務を代理する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

会長	まちづくり局	計画部長
委員	総合企画局	都市経営部長
	財政局	財政部長
	市民・こども局	市民生活部長
	経済労働局	産業振興部長
	建設緑政局	緑政部長
		道路管理部長
		計画部長
		道路河川整備部長
	まちづくり局	総務部長
		市街地開発部長
		指導部長

別表第 2 (第 6 条関係)

幹事長	まちづくり局	計画部長
幹事	総合企画局	都市経営部企画調整課長
	財政局	財政部財政課長
	市民・こども局	市民生活部地域安全推進課長
	経済労働局	産業振興部商業観光課長
	建設緑政局	緑政部緑政課長
		道路管理部路政課長
		計画部企画課長
		道路河川整備部道路整備課長
		道路河川整備部道路施設課長
	まちづくり局	総務部企画課長
		計画部都市計画課長
		計画部景観・まちづくり支援課長
		市街地開発部市街地整備推進課長
		指導部建築指導課長